

1 明るい選挙推進運動

(1) 啓発事業要領

第20回統一地方選挙に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

1 趣 旨

今回の統一地方選挙が、明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、特に幅広い年代への投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

3 実施主体

- (1) 県及び市町村の選挙管理委員会
- (2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

4 実施事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しながら、県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

(1) 県及び市町村が共同して行うもの

- ア ポスターによる啓発
- イ 「選挙のしおり」による啓発
- ウ 懸垂幕・横断幕等による啓発
- エ のぼり旗による啓発
- オ 啓発用物資の作成・配布
- カ 店舗・商店街等での啓発（店内放送、街頭啓発）
- キ 立候補者に対する申入れ
- ク その他

(2) 県が行うもの

- ア マスメディア（テレビ、ラジオ等）を活用した啓発
- イ インターネットを活用した啓発
- ウ 広告塔・電光掲示板による啓発
- エ デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した啓発
- オ バスへの広告掲出
- カ 県政だよりによる啓発
- キ 便宜供与の依頼
- ク 委員長談話の発表
- ケ その他

(3) 市町村が行うもの

- ア 広報車による啓発
- イ 広報紙等の利用による啓発
- ウ その他

5 統一標語

「自分へと、必ずつながるその一票。」

(2) 啓発事業計画

第20回統一地方選挙に係る啓発事業計画

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

No	事業名	事業の内容	備考
1	ポスターによる啓発	明るい選挙推進や投票日周知を図るため、ポスターを作成し、官公署・金融機関・店舗・大学・高等学校・専門学校・県外学生寮等に掲示依頼をするとともに、ポスター掲示場等に掲示する。	
2	「選挙のしおり」による啓発	「選挙のしおり」を県内全世帯に配布し、投票日の周知に加え、「選挙の大切さ」「投票の意義」等と呼びかける啓発	

		を実施する。	
3	懸垂幕・横断幕等による啓発	投票日周知用の懸垂幕及び横断幕を作成し、各市町村、県総合事務所、大型小売店舗に掲出するとともに、自動車張幕を物資輸送車両に掲示する。	
4	のぼり旗による啓発	市町村庁舎、県総合事務所等に「のぼり旗」を掲出し、投票日を周知するとともに投票参加を呼び掛ける。	
5	啓発用物資の作成・配布	投票日等が記入された啓発用物資を作成し、学校、公共施設、ワクチン接種会場、店舗等に設置・配布する。	
6	店舗、商店街等での啓発（店内放送等、街頭啓発）	県内の大型店等の店内放送、商店街放送及び市町村や事業所の有線放送、公共交通機関の車内アナウンス、街頭啓発（※）を通じて投票日を周知する。 ※街頭啓発は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて実施の可否を判断する。	
7	マスメディア（テレビ、ラジオ等）を活用した啓発	TVCM、ラジオCMを実施する。 マスメディアに取り上げられる機会を増やすため、選挙行事等を積極的に情報提供する。	県広報課
8	インターネットを活用した啓発	県選挙管理委員会ホームページに選挙行事等のお知らせを掲示するとともに、Twitter等により啓発する。 LINE等での画面広告を実施する。	県広報課（一部）
9	広告塔・電光掲示板等による啓発	駅前広告塔及び中国電力の電光掲示板を利用し、投票日等を周知する。	県広報課
10	デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した啓発	大型小売店舗のレジ付近に設置されたデジタルサイネージに投票参加を呼びかける広告を掲示する。 大学・高校のデジタルサイネージでも同様に掲示する。	
11	バスへの広告掲出	民間会社のバスにバスマスク等を掲示して、投票日等を周知する。	
12	県政だよりによる啓発	県政だよりで投票日等を周知する。	
13	若年層への啓発	県内高等学校及び県内大学等と連携し、学内の掲示板等に啓発記事を表示し、投票日、期日前投票及び不在者投票の活用を周知する。	
14	立候補者に対する申入れ	立候補者に対して、選挙ルール遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスターの掲示を依頼する。	
15	便宜供与の依頼	鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会及び中小企業団体中央会を通じて、投票当日に勤務する有権者に対して、投票のための遅刻・早退等に便宜を与えるよう協力を依頼する。	
16	委員長談話による啓発	県選挙管理委員会委員長の談話を発表する。	告示日、選挙期日

（３）街頭啓発実施要領

第２０回統一地方選挙に係る街頭啓発実施要領（鳥取市選管と共催）

- 趣 旨
第２０回統一地方選挙に向けて、明るい選挙と投票総参加を推進するため、街頭啓発活動を行う。
- 主 催
鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会
鳥取市選挙管理委員会、鳥取市明るい選挙推進協議会
- 実施日時
令和５年４月３日（月）午前７時４５分～午前８時３０分４ 実施場所
- 実施場所
鳥取駅前広場（北口側）

※雨天時は、北口のひさし（屋根）のある部分で実施

※基本は北口で実施するが、南口も使用可

5 参 加 者

県選管委員 1名（大口委員長）

県明るい選挙推進協議会 1名（山本会長）

県選管事務局 8名（若原、嶋本、谷岡、高橋、長砂、井戸田、林、福井）

鳥取市選管委員 4名（岡田委員長、森山職務代理者、西垣委員、池本委員）

鳥取市明るい選挙推進協議会 2名（谷村副会長、佐々木副会長）

鳥取市選管事務局 1名（田淵） 鳥取市計7名

6 活動内容

選挙期日の周知及び投票の呼びかけを行う。

＜内 容＞

- ・選挙期日の周知、投票の呼びかけ
- ・啓発用携帯ティッシュの配布
- ・着ぐるみによるPR：めいすいくん
- ・啓発用ポスター、のぼり旗によるPR
- ・ブルゾンの着用（県参加者）
- ・法被の着用（市参加者）

7 準備物品 ※県で準備する分

- ・着ぐるみ1体（めいすいくん）
- ・啓発用ウエットティッシュ 約1,000個、紙袋12袋（ポスター貼付）
- ・のぼり旗3本
- ・選挙ブルゾン（県分）10名
- ・デジカメ

8 そ の 他

報道資料提供予定 ※3月27日（月）の週

（４）市町村啓発事業計画

第20回統一地方選挙に係る市町村啓発事業計画

		街 頭 啓 発		広報車 による 啓発	有無線放 送による 啓発	広報紙 による 啓発	その他の取組み
		期 日	場 所				
都 市	鳥取市	—	—	○	○	○	のぼり旗掲出、啓発物資の窓口配布
	米子市	4/1	湊山公園	○	○	○	米子水鳥公園珍鳥総選挙にて投票箱貸出、米子市公式のSNSにて啓発写真等発信、大型屋外ビジョンで啓発動画放映、のぼり旗掲出
	倉吉市	—	—	○	○	○	横断幕・懸垂幕、のぼり旗掲出、啓発ポスター掲示、ホームページ、SNS、駅前電光掲示板に掲載、店頭での啓発物資配布
	境港市	—	—	—	○	○	市ホームページ掲載、市内巡回バス（6台）ポスター中吊り、横断幕（市庁舎）、のぼり旗掲出、公民館・郵便局等ポスター掲示
岩美郡	岩美町	—	—	○	○	○	のぼり旗掲出、町ホームページ掲載
八頭郡	若桜町	—	—	○	○	○	窓口・公民館等での広報物品の配布、企業への広報物品の配布、のぼり旗掲出
	智頭町	—	—	○	○	○	啓発物品の配布（庁舎内）、のぼり旗掲出

	八頭町	—	—	○	○	○	町ホームページ掲載、啓発物品の配布(庁舎内)、のぼり旗掲出
東伯郡	三朝町	—	—	○	○	○	のぼり旗掲出
	湯梨浜町	—	—	○	○	○	町内こども園へチラシ及び啓発物品配布、町ホームページ掲載、のぼり旗掲出
	琴浦町	—	—	—	○	○	のぼり旗掲出、町ホームページ掲載
	北栄町	4/1	町内スーパー、コンビニ店舗前	○	○	○	のぼり旗掲出
西伯郡	日吉津村	—	—	—	○	○	のぼり旗掲出
	大山町	—	—	○	○	○	のぼり旗掲出
	南部町	—	—	—	○	○	ホームページ掲載、のぼり旗掲出
	伯耆町	—	—	—	○	○	ホームページ掲載、のぼり旗掲出
日野郡	日南町	—	—	○	○	○	ホームページ掲載、のぼり旗掲出
	日野町	—	—	○	○	○	ポスター、チラシ等配布、懸垂幕等掲示、不在者投票・投票時間を広報紙、チラシ等で周知
	江府町	—	—	○	○	○	ホームページ掲載、のぼり旗掲出
合 計				14	19	19	